



2008年09月19日

国規裁 08-02号

国内規律裁定委員会 提訴結果の公示

1. 提訴内容

東日本チャレンジカップ選手権 第8戦 筑波大会（2008年9月6日開催）
ST600クラス優勝車両のガソリン違反に対する大会審査委員会裁定に対する提訴

2. 提訴人

持塚 一馬 TOMITON-R（ST600クラス エントラント）
松戸 直樹 TEAM GRACE（ST600クラス エントラント）

3. 被提訴人

日本オートスポーツセンター（主催者）
大会審査委員会

4. 提訴にいたる流れ

ST600クラス決勝レース終了後の再車検時に優勝車両（86号車）から、サーキット供給ガソリン以外のガソリンが検出され、当該大会審査委員会は当該選手に対し、「国内競技規則 付則4 ロードレース競技規則 13-11-2項」の違反として、順位降格（1位から3位へ）処分を課したが、提訴人（同クラスエントラント2名）より、罰則の量刑について提訴が提出された。

国内規律裁定委員会は、提訴人および当該大会審査委員会の聴聞会を本日、実施した。

5. 裁定

この施設供給ガソリンに関する規則の本来の趣旨は、競技の公平性を保つ上で制定されている。

MFJ国内競技規則付則4 ロードレース競技規則 13-11-2項の違反に対して、大会審査委員会が判定した「順位降格」を無効とし「失格」とする。

以上を国内規律裁定委員会の最終決定とした。

6. 付随事項

1) 成績結果（リザルト）およびランキングの訂正と告知

大会審査委員会を組織した、主催者である（財）日本オートスポーツセンターは、参加選手および関係者に「成績結果（リザルト）およびランキングの訂正」を速やかに実施し告知しなければならない。

2) MFJは、MFJライディングならびにMFJホームページにて告知する。

3) MFJは、本委員会の開催経費として、当該大会審査委員会を組織した主催者に対し金100,000円を求償する。